認定長期優良住宅にかかる固定資産税・不動産取得税が軽減されます

令和８年３月 31 日までに、一定の要件を満たす「認定長期優良住宅」を新築した場合、固定資産税及び不動産取得税の軽減が受けられます。軽減を受けるためには、申告が必要です。

固定資産税（23 区内の軽減要件と申告先）

Ｑ　減額の対象となる住宅は
Ｑ　減額される期間・額は
Ｑ　減額を受けるための手続きは

こちらをご覧ください。

減額を受けるためには**新築した年の翌年（１月１日新築の場合はその年）の１月 31 日**までに申告が必要です。

⇒「固定資産税減額申告書（23 区内）」

※１　インターネットからも申告手続が可能です。

⇒LoGo フォーム

※２　区分所有住宅の管理者等は長期優良住宅の変更認定通知書の写しを提出することで、上記申告に代えることができます。

【申告先】

【住宅が 23 区内にある場合】
住宅が所在する区にある都税事務所

【住宅が 23 区外にある場合】
住宅がある市町村にお問い合わせください。

不動産取得税（軽減要件と申告先）

Ｑ　特例の対象となる住宅は
Ｑ　税額の算出方法は
Ｑ　特例を受けるための手続きは

こちらをご覧ください。

特例を受けるためには、申告が必要です。

⇒「不動産取得税（課税標準の特例）申告書」

【申告先】

【住宅が 23 区内にある場合】
住宅が所在する区にある都税事務所

【住宅が 23 区外にある場合】
各市町村の管轄の都税事務所
（各市町村の管轄の都税事務所は、こちらをご覧ください。）

認定長期優良住宅は、**「長期優良住宅建築等計画」あるいは「長期優良住宅維持保全計画」の認定が必要**です。
上記計画の認定等については、東京都住宅政策本部ホームページをご覧ください。

東京都主税局